

小電力セキュリティシステムの技術的条件が一部緩和されました

2005年8月9日付官報号外179号にて、「電波法施行規則の一部を改正する省令」(総務省令第118号)が告示、小電力セキュリティシステムの電気通信回線設備への接続条件に関する記述が削除され、同日施行されました。

この改正に伴い、小電力セキュリティシステムの無線設備は電気通信回線設備に接続する機能を有するもので無ければ認証が出来ませんでした。施行後は、電気通信回線への接続は任意となりました。

弊社にて既に認証を受けている小電力セキュリティシステムの無線設備については、規則施行前の要件が適用されるため、電気通信回線に接続する機能を有しなければなりません。施行後の無線設備については、電気通信回線への接続機能の有無に関わらず認証をさせていただくこととなります。

改正の背景: (総務省報道発表資料(平成17年4月13日付)より抜粋)

小電力セキュリティシステムは、家庭、事務所、工場内等における火災、盗難、その他非常時の通報等セキュリティ情報を、無線を用いて収集し、電気通信回線設備を介して離れた場所において、監視、制御するシステムです。

近年では、同一の建物内に監視員等を配置し、セキュリティ情報の監視、制御するなど、電気通信回線設備を介しない利用形態のニーズが増加しているところです。(規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)関係)

このような利用ニーズの多様化に配慮し、柔軟な利用を確保するため、電気通信設備への接続条件を削除するものです。

改正内容に関する詳細につきましては、弊社認証部までお問合せください。

電話でのお問合せ: (06)6369-0688 認証部直通

メールでのお問合せ: ホームページ <http://www.dspr.co.jp/> の「お問合せ/メールフォーム」から【特定無線設備証明】ご質問 より

Category: "Radio Law", "Low Power Security System"